

警報等の発令に伴う措置について

東京23区に警報が発令された場合、原則として以下の措置をとる。ただし、状況によっては、企画調整会議を開催して校長が決定する。

下記のいずれかの地域に「暴風」「大雨」「洪水」「大雪」「高潮」の警報が発令された場合、以下の措置をとります。
(注意報ではありません)

*対象地域

「葛飾区、墨田区、江戸川区、足立区、江東区、台東区」

1 午前6時において発令されていない場合

8:30登校 (平常どおり)

2 午前6時において発令されている場合 自宅待機

その後

3 午前9時において発令されていない場合 13:30登校
(午前6時から午前9時に解除された場合)

4 午前9時において発令されている場合 終日自宅待機

※ 前日及び当日に京成線、東武線、JR山手線に計画運休が発表された場合は終日休校とする。

※ 鉄道等の混乱がある場合や安全上の問題がある場合は、保護者の判断で登校させないでよい。この場合、出席上不利に扱わない。